

令和7年第3回（9月）大磯町議会定例会

議 案 第 38 号 説 明 資 料

令和7年8月29日

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・	1～2
新旧対照表	・・	3～4

総 務 課

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

新庁舎整備事業における設計施工一括発注方式による事業者の選定に当たり、事業者の選定基準について審議し、また、事業者を公平かつ適正に選定するための委員会を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として位置付けておりますが、委員を追加し、より幅広い視点からの意見等を取り入れ、より良い決定につなげるため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 委員を追加する目的

新庁舎整備事業については、民間活力の導入により財政負担の軽減や工期の縮減を図るため、設計施工一括発注方式（DB 方式）により整備を行うこととして進めております。

この設計施工一括発注方式に係る事業者の選定に当たり、評価項目・評価方法（着眼点）・配点といった選定基準を審議し、選定基準に基づき事業者の提案内容を公平かつ適正に審査・選定することを目的に設置しましたが、より幅広い視点からの意見や専門的な知識や経験に基づいた議論を深めるために、委員を追加するものです。

(2) 委員構成及び委員数

委員会の委員は、以下の改正を予定しています。

委 員	改正前	改正後
副町長	1 人	1 人
外部委員（学識経験者）	2 人	5 人
部長・参事及び課長	7 人	5 人
公募町民	0 人	2 人
計	10 人	13 人

(3) 委員の任期

委員の任期は、大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会規則（令和 6 年大磯町規則第 22 号）第 4 条の規定に基づき、「委嘱又は任命の日から当該事業者の選定の審査が終了した日まで」とします。

(4) 今後のスケジュール

(令和7年7月)	第1回委員会：事業概要の確認、選定基準の審議・決定
令和8年1月	第2回委員会：書類審査 第3回委員会：事業者のプレゼンテーション、最終審査、 審査講評

(5) 関連する規則の一部改正

附属機関である大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会の委員を追加することに伴い、大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会規則第3条の委員に「公募町民」を追加し、「(8) 政策総務部参事（新庁舎・公共施設整備担当）」及び「(9) 都市建設部都市計画課長」を削除する。

併せて第5条第2項の副委員長について、「政策総務部長」に改める。

(6) 施行日

公布の日から施行します。

大磯町附属機関の設置に関する条例 新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第3条 省略				第1条～第3条 省略			
<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>							
<u>別表（第2条関係）</u>				<u>別表（第2条関係）</u>			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数
町長	大磯町総合計画審議会	省略	省略	町長	大磯町総合計画審議会	省略	省略
	｝	｝	｝		｝	｝	｝
	大磯町新庁舎整備基本構想等検討委員会	省略	省略		大磯町新庁舎整備基本構想等検討委員会	省略	省略
	大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会	新庁舎整備における設計施工一括発注方式に係る事業者の選定に関し審議を行うこと。	<u>13人以内</u>		大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会	新庁舎整備における設計施工一括発注方式に係る事業者の選定に関し審議を行うこと。	<u>10人以内</u>
	大磯町指定管理者候補者選定等委員会	省略	省略		大磯町指定管理者候補者選定等委員会	省略	省略

改正案				現行			
	）	）	）		）	）	）
	大磯町消防審議会	省略	省略		大磯町消防審議会	省略	省略
教育委員会	省略			教育委員会	省略		